

イスラームのビジネス

—ハラール認証制度から見るイスラームの変化—

藤原 達也

要旨

本稿では、イスラームの重要概念であるハラールとハラームが厳格に適用されているハラール認証制度およびそれに関連するトラブルを概観した後、同制度からイスラームの変化を考察する。

1. イスラームとは

現在、世界的にイスラーム教徒の人口が増加しており、2015年の時点では、17.5億人（世界人口の24.1%）であったムスリムの人口は、2060年には、29.9億人（31.1%）に達すると推測されている（Pew Research Center, 2017, p. 10）。これに伴い、その市場規模も拡大しており、例えば、世界の飲食料品市場におけるイスラーム教徒の消費額は、2024年には1.38兆米ドルにまで増加すると推測されている（DinarStandard, 2020, p. 40）。このような背景から、イスラームのビジネスが、様々な国や企業から関心を集めている。

イスラーム教徒は、「ムスリム」（女性はムスリマ）と呼ばれている。ムスリムとは、「イスラームの教えに帰依した者」を意味し、「シャハーダ（信仰告白）を行い、六信を受け入れ、五行を守ることを誓った者」を指す。六信とは、イスラームにおける信仰の礎であり、ムスリムは、「アッラー（唯一無二の神）」「マラーイカ（天使たち）」「クトゥブ（啓典の諸書）」「ルスル（預言者たち）」「アーヒラ（来世）」「カダル（天命）」を信じなければならない。そして、五行として、「シャハーダ（信仰告白）」「サラート（礼拝）」「サウム（断食）」「ザカート（喜捨）」「ハッジ（巡礼）」を行わなければならない。これは、ムスリムの義務行為である（黒田, 1983, p. 45, p. 137）。

イスラームでは、このように行為が重視されており、それらは、イスラームの聖法である「シャリーア」によって規定されている¹⁾。シャリーアとは、ムスリムが守らなければならない規範であり、ムスリムの宗教的および世俗的生活が具体的に規定されたものであ

1) シャリーアには、4つの法源がある。第1法源がイスラームの啓典である「クルアーン」。第2法源は、「スンナ」。また、スンナの容器として「ハディース」がある。スンナ自体は、預言者ムハンマドの範例・慣行を意味する抽象概念であり、実質的な内容はハディースに表されている。第3法源は、共同体の合意を意味する「イジュマー」。第4法源は、類推を意味する「キヤース」である（日本イスラム協会他, 2002, p. 306）。

る（黒田, 1983, p. 173）。シャリーアでは、5つの人間の行為が示されており、それは、「義務行為」「推奨される行為」「無記の行為」「忌避される行為」「禁じられた行為」である。「禁じられた行為」は「ハラーム」と呼ばれ、それ以外の行為は許可されているため、「許可された行為」として「ハラール」と呼ばれている（黒田, 2004, pp. 160-161）。イスラームのビジネスでは、ハラールとハラームの概念を理解することが重要となる。

2. ハラールとハラーム

ハラールとは許可された行為であるため、禁じられた行為であるハラーム以外は全てハラールと理解できる²⁾。それゆえ、ここでは、ハラームに該当する内容を確認する。ハラームを把握すれば、それは同時に、何がハラールであるかを把握することになるからだ。なお、イスラームでは、厳密に言えば、特定の物が禁止されているのではなく、それを扱う行為が禁止されていると解釈できる。ただし、イスラームの啓典「クルアーン」には、具体的な物も明示されているため、理解を容易にするため、物と行為を分けて、ハラームの内容を確認する。

まず飲食に関係する代表的なハラームとして、肉に関する4つの物が挙げられる（井筒訳, 2009, p. 49）。第1は、死肉である。これは、屠畜や狩猟以外の原因で死んだ動物の肉を意味する。第2は、血液である。第3は、豚肉である。イスラームでは、豚は不浄な動物と見なされている。第4は、アッラー以外に捧げられた動物である。イスラームでは、屠畜行為も信仰の一部と考えられている。それゆえ、動物の屠畜行為は、「イスラーム方式」で実行されなければならない。具体的な方法は、鋭利な刃物を使用し、動物の喉を切断して、動物を死なせること。そして、アッラーの名を唱えることである。アッラー以外の名前を言うことは認められない。イスラーム方式の屠畜は、基本的には、ムスリムによって実施されることが求められる。それゆえ、牛や鶏は、ハラールな動物であるが、イスラーム方式の屠畜が施されていない場合、それらの畜肉はハラームとなる（アルカラダーウィー, 2005, pp. 169-173）。なお、魚介類は、基本的にはハラールである。ただし、魚介類の解釈は、各法学派によって異なっていることに留意されたい（富沢, 2014, p. 60）。

飲食に関係する代表的なハラームとして、酒も挙げられる。酒がハラームとなるのは、酩酊を引き起こすからだ。イスラームでは、酒で酩酊することは、人間関係を壊し、敵意や憎悪を引き起こし、宗教的義務である礼拝を怠らせる原因に繋がると考えられている（アルカラダーウィー, 2005, pp. 174-175）。酒を摂取することは、たとえ少量であったとしても、それが大量に繋がり、ひいては中毒を起こしかねないため、少量でも禁止される（井筒訳, 2009, p. 195）。

2) ただし、ハラールとハラームの間には、疑わしい行為や物を意味する概念もあり、その概念は、シュブハと呼ばれている。ハディースでは、疑わしい行為や物を避けることが望ましいとされている（ブハーリー, 1993, p. 36）。

図1 ハラール認証マーク



出所：Department of Islamic Development Malaysia (2014), p. 1.
マレーシアのハラール認証マーク。

飲食以外のハラームとしては、「利子」が挙げられる。この理由は、利子を容認すれば、富める者だけが富み、貧しい者はさらに貧しくなるという社会状況が生み出される可能性があるからだ（モッド, 1991, pp. 281-282)³⁾。

「偶像」もハラームとなる。これは、偶像崇拜を離れ、神の唯一性への信仰を確実にするためである。また、偶像を作り上げる行為は、作成者が無から何かを創造し、物に命を与えたかのように理解されるからである（アルカラダーウィー, 2005, p. 182）。

上記の内容について、例えば、直接的にムスリムがハラームなものを消費する以外にも、「ハラームの取引」「ハラームに繋がる行為」「ハラームを偽りハラールと称する行為」もハラームな行為として見なされている（アルカラダーウィー, 2005, pp. 164-165; アルカラダーウィー, 2006, pp. 120-122）。

3. ハラール認証制度

「ハラール認証」とは、第三者の認証機関が製品や工場を審査し、そのハラール性を保証する任意の認証である⁴⁾。ハラール認証を取得した場合、認証機関によって様々な様式があるが、基本的にはアラビア語で「ハラール」と書かれた認証マークが製品に付与される（図1）。これにより、企業側は、認証機関からお墨付きを得て、ハラールな製品をムスリムに提供することが可能となる。一方、消費者側のムスリムは、ハラールな製品を安心して選択・消費することが可能となる。それゆえ、ハラール認証制度では、先述したハラールとハラームの概念が厳格に適用されている。ここでは、国際的に発展したハラール認証制度を有するマレーシアの制度を中心に確認する（藤原, 2020, pp. 84-96）。

ハラール認証では、製品にハラームな物だけでなく、それ由来の成分も含まれていないことが認証取得の条件となる。また、ハラームとの接触があった場合も、その製品のハ

3) イスラーム金融の取引では、利子がハラームであるため、利子の概念が用いられていない。また、その他の特徴としては、イスラーム金融では、イスラームの教義に反する豚肉やアルコール、武器、賭博、過度のエンターテインメントなどへの投資が行われない（吉田, 2009, p. 78）。

4) ただし、屠畜・食肉については、ほとんどのイスラーム圏の国では、動物検疫関連法令と結びつき、ハラール認証が必要となる（並河, 2019, p. 50, p. 103, p. 140）。

ラール性は認められない。明らかにハラームな物であれば、その混入・接触を防ぐことは難しくないかもしれないが、それ由来の成分も該当するとすると、その管理の対象範囲は一気に広がる。豚由来の成分だけでなく、ハラールの動物だとしても、イスラーム方式の屠畜がされていない場合、それ由来の成分が含まれることも認められないからである。例えば、ゼラチンは、豚由来や牛由来のものが使用されることが多く、豚由来であればハラールとは認められず、また、牛由来であっても、イスラーム方式の屠畜が施されていないならば、それもハラールとはならない。これに加えて、製品からハラームとなる成分が検出されなかったとしても、製造工程でハラームな物（由来成分も含む）が使用された場合、それは、ハラームな物に汚染されたと見なされる。例えば、製造工程でアルコールが使用された場合、加熱処理により最終的にアルコール成分が含まれなかったとしても、ハラームに既に汚染されたとして、そのハラール性は認められなくなる⁵⁾。これらは、製品の製造工程だけでなく、その製品を製造するための原材料の製造段階でも求められている。

ハラームによる汚染という考え方は、製品の原材料に限ったものではなく、製造工程で使用される設備や備品にも適用される。設備や備品にハラームとなる物質が使用されている場合、製造中の製品が接触することも認められない。例えば、砂糖の製造工程では、脱色するためのフィルターとして活性炭が利用されることがあるが、これが動物の骨を使用した骨炭であれば、ハラームとの汚染があったと見なされる。豚由来、またはイスラーム方式の屠畜をしていない動物由来ならば、その骨炭は、ハラームとなるからだ。さらに、設備や備品がハラームの物に使用された場合も、基本的には、それらをハラール製品の製造工程に使用することはできない。ハラームとなる物が触れた時点で、その設備や備品は、汚染されたと判断されるためである。そのような設備や備品をハラール製品に利用したい場合は、イスラームの「宗教洗淨」を実施しなければならない⁶⁾。ただし、一度、宗教洗淨を実施したならば、その設備や備品はハラール製品だけに使用しなければならず、ハラームな物に使用し、再び宗教洗淨をすることは認められない。このような考え方は、製造工程だけに限らず、基本的には、サプライチェーン全体で求められている (Department of Islamic Development Malaysia, 2011, pp. 4-5; Department of Standards Malaysia, 2009, pp. 1-2, p. 4, p. 15)。

ハラールとハラームの概念は、「ハラーム以外はハラール」という単純な関係であるものの、ハラール認証制度では、その考え方は厳格に適用されている。既に確認したように、飲食に係る代表的なハラームな物は、肉に関わる4つの物と酒だけであったが、ハラール認証制度では、サプライチェーン全体を通じて、これらを完全に排除することが

5) ただし、アルコールについては、国家によって様々な解釈がある。例えば、マレーシアでは、「食品・飲料に含まれる自然アルコールまたは製造過程での自然発酵アルコール」、「ワインの製造を目的として製造されていない軽飲料でアルコール度数が1%以下」（ワインを製造する手法で製造された場合は、度数にかかわらず不可）、「ワインの製造過程で生成されたアルコールでなく、最終製品に含まれるアルコールが0.5%以下の場合、安定剤としてアルコールを含む食品・飲料」は認められている (アクセンチュア, 2018, p. 16)。

6) 「宗教洗淨」の具体的な方法は、7回水で洗淨し、そのうち1回は、土を混ぜた水を使用することである (Department of Standards Malaysia, 2009, p. 15)。

必要となる。それゆえ、ハラール認証を取得した製造業者は、製品のハラール性の確保に細心の注意を払わなければならない。もしハラール認証を取得した製品であるにもかかわらず、ハラームによる汚染などの不備が発覚すれば、それは、先述した「ハラームの取引」と判断されてしまう。「ハラームの取引」があったと判断されれば、認証マークが表示されているため、「ハラームを偽りハラールと称する行為」と見なされる。そして、その矛先は、たとえ問題を引き起こした主体でなかったとしても、「ハラームに繋がる行為」として、その製品を製造した企業に向けられることになる。

4. ハラール認証に関するトラブル

ハラールとハラームの考え方が厳格に適用されるハラール認証制度では、過去には、それに関するトラブルが発生している。ここでは、ハラール認証に関するトラブルに見舞われた日本企業の事例を見ていく。

有名なトラブルとしては、2001年1月にインドネシアで発生した Ajinomoto Indonesia の事件がある。事件の発生は2001年に入ってからであったが、原因は1999年であったため、少し時間を遡って、その経緯を見ていくことにしよう。

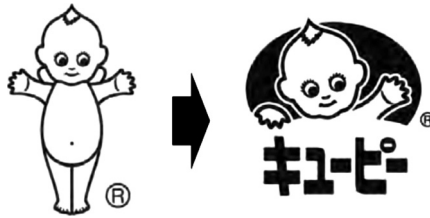
2000年9月15日、Ajinomoto Indonesia は、ハラール認証の再認可を受けるため、ハラール認証機関である「インドネシアウラマー協議会」(Majelis Ulama Indonesia; MUI) の査察を受けた⁷⁾。その時、MUI は、味の素の製品である「AJI-NO-MOTO」のサプライチェーン内で豚の酵素が使用されていることを指摘した。AJI-NO-MOTO は、培地で育てられた発酵菌を投入することで製造されるわけであるが、この培地を製造する過程で豚の酵素が使用されていたのである。査察の際、培地には、豚の酵素を触媒として作られたバクトソイトンという製品が使用されており、Ajinomoto Indonesia は、これをアメリカの試薬品メーカーから調達していた。よって、AJI-NO-MOTO の製造工程で豚の酵素は使用されていなく、また、製品内から豚の成分が検出されることもなかった。この時、MUI から指摘を受けた理由は、1999年2月に Ajinomoto Indonesia が MUI へ届け出を行わず、培地をバクトソイトンに変更したためである。つまり、MUI は、原材料変更の事実を把握していなかったのだ(伊藤, 2002, p. 68; 小林, 2001, pp. 63-67)。

MUI からの指摘を受け、2000年11月、Ajinomoto Indonesia は、バクトソイトンから豚の酵素が使用されていない豆濃に切り替えた。だが、バクトソイトンが使用された AJI-NO-MOTO は、既にインドネシアの市場に流通していた。ファトワー委員会の協議の結果⁸⁾、これらの製品はハラームであるという判断が下され、これは公表されることとなった。2001年1月2日、味の素は、AJI-NO-MOTO の回収命令を受け、同月5日には、「Masako」および「Sajiku」という製品に対しても回収命令を受けた。そして、味の素の

7) ハラール認証の検査機関としては、「食品・医薬品・化粧品検査機関」(LPPOM MUI) もあるが、本文中では、インドネシアのハラール認証機関として「MUI」という用語で統一する。

8) 「ファトワー」とは、シャリーアに関する質問に対する専門家(ウラマー)による教義回答である(塩崎, 2011, p. 5)。

図2 変更前後のキューピーマーク



出所：野村総合研究所（2015），p. 16。
左が変更前、右が変更後。

現地幹部は、消費者保護法の表示規定違反の疑いで、その身柄が拘束されることとなった（小林，2001，pp. 63-67）⁹⁾。

一連の事件は、インドネシアのワヒド大統領が、1月9日にAJI-NO-MOTOのハラール性を認める表明を出したことで鎮静化たとされている（伊藤，2002，p. 68）。しかし、事態は完全に鎮静化していなく、消費者からのAjinomoto Indonesiaに対する非難は続いた。1月12日、「インドネシアムスリム連盟」の約300人がジャカルタの大統領官邸前でデモを展開し、味の素の工場閉鎖やワヒド大統領の発言撤回を要求した¹⁰⁾。ジャカルタに住む519人を対象に行われた調査によれば、87%はAjinomoto Indonesiaが「消費者を騙していた」と答え、67%はその製品を「口にできない」と答えた¹¹⁾。製品の回収は、2001年1月24日に完了されたが、その回収費用は、約500億ルピア（約6億円）にまで達したという¹²⁾。

マレーシアでも、日本企業が見舞われたハラール認証に関わるトラブルがあった。それは、2012年のキューピーの事例である。この事例では、大きなトラブルには発展しなかったものの、キューピーは、ハラール認証の取得において、販売予定製品の思わぬ変更を強いられることになった。キューピーの製品には、キューピーマークが表示されているが、マレーシアのハラール認証機関より、これが偶像崇拝となる「天使」と誤認される可能性があるため、表示の変更を求められたのである。約2年間、社内で検討した結果、キューピーマークから羽がなくなり、また、イスラームでは、裸のような過度な身体の露出も望ましくないため、顔や手以外の部分も隠すこととなった（野村総合研究所，2015，p. 16）（図2）。

9) 身柄拘束社員は、1月11日に釈放されている（伊藤，2002，p. 68）。

10) 日本経済新聞，2001年1月13日朝刊，6頁。

11) 日本経済新聞，2001年1月24日朝刊，8頁。

12) 伊藤（2002）によれば、この費用には、人件費および輸送費が含まれていないため、実際には6億円以上の費用を要したという（伊藤，2002，p. 70）。なお、その後、味の素は、精緻なハラール管理システムを築き上げている（田辺・籠瀬，2014，p. 16）。

5. イスラームの変化

ハラール認証の取り組みは、各国家で行われており、その管理体制は国家毎に異なっている。例えば、オーストラリアは政府がハラール認証機関を認定する「政府統制型」、マレーシアやシンガポールはハラール認証機関が政府直属である「政府直属型」、日本やドイツは政府とハラール認証機関が関係を持たない「乱立型」に分類されている（デロイト& トーマツ，2014，p. 19）。さらに、ハラール認証の国際的な統一規格も存在していない。これは、国家間および地域間の法学派の違いだけではなく、国や地域を跨る各主体によって、国際的なハラール認証制度が戦略的に推進されていることが一つの要因として指摘されている（Blackler, 2015, p. 196）¹³⁾。このような状況の中、並河（2019a）によれば、「ハラール認証制度の拡大」という言葉が必ずしも実態を正確に反映していないと指摘している。つまり、ハラール認証制度が推進されているのは、特定の国だけであり、国際的に同制度が拡大しているわけではないという（並河，2019a，p. 223，p. 226，p. 227）。例えば、中東のほとんどのイスラーム圏の国では、国で管理されたハラール認証制度がなく、ハラール認証機関も存在していないという（並河，2019b，p. 43）。

しかしながら、一部の国や地域を中心に取り組みが進んでいるとはいえ、ハラール認証制度の動きは、これまでのイスラームの考え方の変化とも捉えられる。富沢（2007）では、ハラール認証制度の発展は、非ムスリムを中心とする多国籍企業によるハラール認証ビジネスの促進と捉えられる一方で、多国籍企業が主導するグローバル化に対抗するためのムスリムによる宗教的価値の発信でもあると指摘されている（富沢，2007，p. 341，p. 345）。見市（2010）では、ハラール認証制度は、ムスリムの保守化ではなく、グローバル社会への積極的な適応だと説明されている（見市，2010，pp. 12-18）。ハラール認証制度は、グローバル化に伴い、イスラーム圏の国家に他国の製品が流通する機会が増えた中で発展していった¹⁴⁾。食品技術が発展するにつれ、様々な原材料も使用されるようになり、また、グローバル化でサプライチェーンも複雑化したため、ハラールであるかを判断する詳細な基準がなければ、ハラール性を完全に保証することはできなくなったのである。それゆえ、ハラール認証制度は、現代社会において、イスラームの教義を如何に遵守していくかの一つの方法と見なすことができる。

だが、その制度の登場は、イスラームの考え方にも変化をもたらしていることが指摘されている。既述の通り、本来、ハラールとハラームの概念は、行為を対象とするものであるが、ハラール認証を活用したビジネスが注目を集めていることから、イスラームの戒律における物質的な側面が重視されつつあることが指摘されている（八木，2013，p. 38）。ま

13) 主体としては、マレーシアの「International Halal Integrity」(IHI)、トルコの「Standards and Metrology Institute for Islamic Countries」(SMIIC)、湾岸諸国の「Gulf Organization Council」(GCC) などがある。

14) ハラール認証への取り組みは、1960年代初頭に、アメリカや欧州諸国のムスリムの団体によって、食肉のハラール性を確保するために始められたと言われている（Lodhi, 2013）。マレーシアでは、1970年代から、他国の製品が流通する機会が多くなり、消費者がハラールを保証する制度を求め、政府が対応を始めたことが契機となった（Riaz & Chaudry, 2004, p. 52）。

た、イスラームの基本的な考え方は「ハラーム以外はハラール」であり、これまでは、ごく一部がハラームとして括り出されていたわけであるが、ハラール認証制度におけるハラールは、認証基準を満たしたものだけであり、「ハラーム以外はハラール」であるものの、ハラールが括り出されるという考え方となっている（八木, 2015, p. 100）。これを踏まえ、ここで指摘しなければならないのは、その変化の可否ではなく、イスラームにおいても、現代社会の変化と合わせて、その考え方を変え、実践しているということである。もちろん、絶対に変えてはならない教義がある中、イスラームは、どのように現代社会に適応できるのかを模索しているのである。その変化の一端をハラール認証制度の発展が示唆していると言えよう。ハラール認証のようにイスラームに関わるビジネスを行う企業は、イスラームを理解するためにも、このような変化も認識する必要があるだろう。

参考文献

- Blackler, F. B. (2015). Who owns halal? Five international initiatives of halal food regulations. In Blackler, F. B., Fischer, J. & Lever, J. (Eds.), *Halal matters Islam, politics and markets in global perspective* (pp. 192-197). London: Routledge.
- DinarStandard (2020). *State of the global Islamic economy report 2020/21*. New York: DinarStandard.
- Department of Islamic Development Malaysia (2011). *Guidelines for halal assurance management system of Malaysia halal certification*. Putrajaya: Department of Islamic Development Malaysia.
- Department of Islamic Development Malaysia (2014). *Manual procedure for Malaysia halal certification (third revision) 2014*. Putrajaya: Department of Islamic Development Malaysia.
- Department of Standards Malaysia (2009). *MS 1500: 2009 halal food—production, preparation, handling and storage—general guidelines (second revision)*. Putrajaya: Department of Standards Malaysia.
- Lodhi, A. (2013). *Understanding halal food supply chain, third edition*. HFRC UK Ltd, Kindle edition.
- Pew Research Center (2017). *The changing global religious landscape*. Pew Research Center.
- Riaz, M. N. & Chaudry M. M. (2004). *Halal food production*. London: CRC Press.
- アクセンチュア (2018)「ハラール食品輸出に向けた「手引き」(更新版)」農林水産省。
- アルカラダーウィー (2005)「イスラームにおける合法 (ハラール)と非合法 (ハラーム)」(抄訳Ⅰ)(遠藤利夫訳)『シャリーア研究』2、159～183頁。
- アルカラダーウィー (2006)「イスラームにおける合法 (ハラール)と非合法 (ハラーム)」(抄訳Ⅱ)(遠藤利夫訳)『シャリーア研究』3、97～142頁。
- 伊藤文雄 (2002)「インドネシアにおける「味の素ハラール事件」」『青山マネジメントレビュー』2、62～71頁。
- 井筒俊彦訳 (2009)『コーラン (上)』岩波書店。
- 黒田壽郎 (1983)『イスラーム辞典』東京堂出版。
- 黒田壽郎 (2004)『イスラームの構造』書肆心水。
- 小林寧子 (2001)「インドネシアの「味の素」騒動の顛末」『イスラム世界』57、63～75頁。
- デロイト&トーマツ (2014)「平成25年度輸出拡大推進委託事業のうち国別マーケティング事業 (ハラール食品輸出モデルの策定事業)最終報告書」農林水産省。
- 塩崎悠輝 (2011)「マレーシアの公的ファトワー管理制度—近代ムスリム国家によるシャリーア解釈統制—」『イスラム世界』(76)、1～32頁。
- 田辺知樹・籠瀬明佳 (2014)「日本企業の取り組み：味の素 徹底した組織対応を」『ジェトロセンター』10月号、16頁。

- 富沢寿勇 (2007)「グローバリゼーションか、対抗グローバリゼーションか？東南アジアを中心とする現代ハラール産業の立ち上げとその意義」小川了編『躍動する小生産物 [資源人類学 04]』弘文堂、317～348頁。
- 富沢寿男 (2014)「インドネシアの魚食文化と市場開拓」『養殖ビジネス』7月号、59～61頁。
- 並河良一 (2019a)「第22章 ハラール制度の将来展望—制度拡大の動きをふまえて—」民谷栄一・富沢寿勇監修『ハラールサイエンスの展望』シーエムシー出版、221～228頁。
- 並河良一 (2019b)『ハラール製品 対応マニュアル 商品企画から認証マーク、製造、管理、販売まで』蒼天社出版。
- 日本イスラム協会・嶋田襄平・板垣雄三・佐藤次高 (2002)『新イスラム辞典』平凡社。
- 日本経済新聞「イスラム教徒団体が味の素問題でデモ」2001年1月13日朝刊、6頁。
- 日本経済新聞「インドネシア味の素の「豚」添加物問題 87%の市民が「だまされた」」2001年1月24日朝刊、8頁。
- 野村総合研究所 (2015)「国内ハラール認証取得企業のハラール食品輸出取組事例」農林水産省。
- 藤原達也 (2020)「ハラール食品のサプライヤー管理に関する研究—組織間関係論の応用による「ハラール調達」の成熟度モデル」の修正を通して—」麗澤大学大学院2019年度博士論文。
- ブハーリー (1993)『ハディース上巻 イスラーム伝承集成』(牧野信也訳)中央公論社。
- 見市建 (2010)「グローバル化とムスリム社会の食文化」『明日の食品産業』12～18頁。
- モッド・N・イスマエル (1991)「経済発展とビジネスに関するイスラム教の視点」望月幸義・永安幸正編『グローバル時代の経済倫理』広池学園出版部、271～283頁。
- 八木久美子 (2013)「イスラーム的に消費するということ—ハラール概念の変容とその意味」『総合文化研究』16、30～43頁。
- 八木久美子 (2015)『慈悲深き神の食卓 イスラムを「食」からみる』東京外国語大学出版。
- 吉田悦章 (2009)「イスラム金融—国際金融界の新潮流」『経済研究所年報』22、77～78頁。